第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

罹災証明書交付申請書

鎌ケ谷市長　　　　　　　様

鎌ケ谷市罹災証明書等交付要綱第６条第１項の規定により、罹災証明書の交付を次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（窓口に来た方） | 住所　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　（　　）　　　　 |
| ふりがな氏　　名　　　　　　　　　　　　 | 罹災者との関係□本人　　□その他※その他の場合は、委任状が必要 |
| この証明書の提出先及び使用目的 |  |
| 罹災者（申請者と同じ場合は記載不要） | 住所ふりがな氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　（　　）　　　　 |
| 罹災世帯の構成員 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 摘要 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 罹災した家屋等の所在地等 | □罹災者の住所と同じ（記載不要）所在地□持家　□貸家　□借家（所有者　　　　　　　　　　　　　） |
| 罹災の原因 |  |
| 罹災年月日 |  |
| 被害の状況 |  |
| ※市の説明を受けてから記入して下さい。【自己判定方式にて交付するする場合（要綱第１０条関係）】□「準半壊に至らない（一部損壊）」という調査結果に同意します。自己判定方式の場合、被害状況が分かる写真等をご提出ください。原則、実地調査は実施しません。 |

以下は、記入しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類 | □被害状況が確認できる写真□被害場所の位置図□その他市長が必要と認める書類 |
| 本人確認書類 | □運転免許証　　□旅券　　□許可証（　　　　　　　　　）□資格証明証（　　　　　　　　　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

自己判定方式による罹災証明書の交付について

■自己判定方式とは

自己判定方式とは、次の①～③を条件として被災者が撮影した写真から「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する方法で、その判定により市が罹災証明書を交付するものです。

　①　被災者ご自身が撮影した写真から被災した建物の被害状況が確認できること。

　②　被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」（家屋全体の損害割合が１０％未満）であることが確認できること。

　③　その調査結果に同意いただけること。

* 通常の家屋被害認定調査が省略されるため、比較的早く罹災証明書の交付が可能となります。
* 現地調査の必要が生じた際には、家屋の内部の調査等をさせていただくことがあります。